

当ファンドの仕組みは次の通りです。

商品分類	単位型投信／海外／債券
信託期間	2019年11月14日まで（2014年11月28日設定）
運用方針	<p>米ドル建ての債券（投資適格債券およびハイイールド債券）等を主要投資対象とし、主として利子収益の確保をめざします。投資対象国は、原則として、JPモルガンEMBIグローバル指数およびJPモルガンCEMBIブロード指数の構成国のうち、流動性等を勘案して投資可能と委託会社が判断した国とします。</p> <p>原則として、信託期間内に償還を迎える銘柄に投資を行います。</p> <p>組入れにあたっては、投資適格債券を中心とし、発行体の信用状況等を勘案しつつ利回りの高い銘柄に投資を行います。</p> <p>信託期間内に組入債券が償還した場合等には、米ドル建ての債券のほか、米国内債に再投資することがあります。そのため、米ドル建ての債券の組入比率が低下することがあります。債券等の運用にあたっては、シュローダー・インベストメント・マネージメント・ノースアメリカ・インクに運用指図に関する権限を委託します。基準価額（1万円当たり。以下本項において同じ。）が11,500円以上となった場合には、安定運用に切り替えた後、速やかに信託を終了させます。ただし、基準価額が11,500円以上となってから信託を終了させるまでの市況動向や売却コスト等により、基準価額もしくは償還価額が11,500円以下となることがあります。</p> <p>組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。ただし、安定運用への切り替え時に一時的に為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減をはかる場合があります。</p>
主要運用対象	米ドル建ての債券（投資適格債券およびハイイールド債券）等を主要投資対象とします。
主な組入制限	外貨建資産への投資割合に制限を設けません。
分配方針	元本超過額または経費等控除後の配当等収益のいずれか多い額を分配対象額とし、分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して委託会社が決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

※当ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。

償還報告書（全体版）

[満期償還]

米ドル建て好金利債券ファンド （為替ヘッジなし・ 早期償還条項付）2014-11

愛称：イールド・コレクション

信託終了日：2019年11月14日

受益者のみなさまへ

平素は格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「米ドル建て好金利債券ファンド（為替ヘッジなし・早期償還条項付）2014-11」は、この度、信託期間を満了し、償還の運びとなりました。ここに謹んで運用経過と償還内容をご報告申し上げます。

今後とも引き続きお引き立て賜りますようお願い申し上げます。



三菱UFJ国際投信

東京都千代田区有楽町一丁目12番1号
ホームページ <https://www.am.mufg.jp/>

当運用報告書に関するお問い合わせ先

お客様専用
フリーダイヤル **0120-151034**
（受付時間：営業日の9:00～17:00、
土・日・祝日・12月31日～1月3日を除く）

お客さまのお取引内容につきましては、お取扱いの販売会社にお尋ねください。

本資料の表記にあたって

- ・原則として、各表の数量、金額の単位未満は切捨て、比率は四捨五入で表記しておりますので、表中の個々の数字の合計が合計欄の値とは一致しないことがあります。ただし、単位未満の数値については小数を表記する場合があります。
- ・一印は組入れまたは売買がないことを示しています。

○設定以来の運用実績

決算期	基準価額 (分配落)	標準価額				受利益 者回	債組入 比率	債券先 物比率	元残 存本 率
		税金 分配	み 金	期騰 落	中額 騰落				
(設定日)	円 銭		円		円 銭	%	%	%	%
2014年11月28日	10,000		—		—	—	—	—	100.0
1期(2015年11月16日)	9,895		0	△105	△1.1	△1.1	93.5	—	77.0
2期(2016年11月14日)	9,362		0	△533	△5.4	△3.2	96.2	—	65.1
3期(2017年11月14日)	10,287		0	925	9.9	1.0	96.3	—	48.4
4期(2018年11月14日)	10,466		0	179	1.7	1.2	95.8	—	39.0
(償還時)	(償還価額)								
5期(2019年11月14日)	10,288.29		—	△177.71	△1.7	0.6	—	—	33.9

(注) 設定日の基準価額は、設定時の価額です。

(注) 当ファンドの値動きを表す適切な指数が存在しないため、ベンチマーク等はありません。

(注) 「債券先物比率」は買建比率－売建比率。

○当期中の基準価額と市況等の推移

年	月	日	基 準	価 額		債 組	入 比	券 率	債 先	物 比	券 率
				騰 落	率						
	(期 首)		円 銭		%			%			%
	2018年11月14日		10,466		—			95.8			—
	11月末		10,448		△0.2			96.3			—
	12月末		10,257		△2.0			91.7			—
	2019年1月末		10,108		△3.4			96.3			—
	2月末		10,323		△1.4			94.8			—
	3月末		10,362		△1.0			92.3			—
	4月末		10,462		△0.0			89.6			—
	5月末		10,254		△2.0			88.0			—
	6月末		10,133		△3.2			97.5			—
	7月末		10,223		△2.3			92.9			—
	8月末		10,026		△4.2			97.2			—
	9月末		10,172		△2.8			87.1			—
	10月末		10,261		△2.0			41.4			—
	(償還時)		(償還価額)								
	2019年11月14日		10,288.29		△1.7			—			—

(注) 騰落率は期首比。

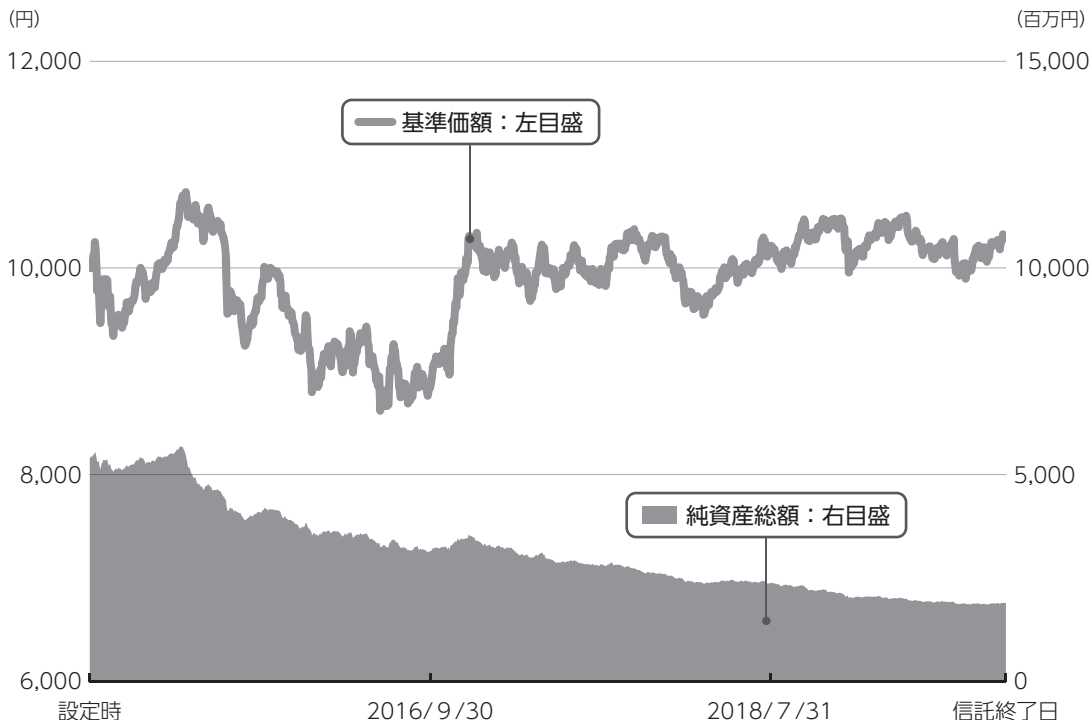
(注) 「債券先物比率」は買建比率－売建比率。

運用経過

第1期～第5期：2014年11月28日～2019年11月14日

設定来の基準価額等の推移について

基準価額等の推移



第1期首	10,000円
第5期末	10,288.29円
既払分配金	0円
騰落率	2.9%

※分配金再投資基準価額は、分配金が支払われた場合、収益分配金（税込み）を分配時に再投資したものとみなして計算したもので、ファンドの運用の実質的なパフォーマンスを示すものではありません。

※単位型投資信託は実際には分配金は再投資されませんのでご注意ください。

※実際のファンドにおいては、分配金を再投資するかどうかについては、受益者のみなさまがご利用のコースにより異なります。また、ファンドの購入価額により課税条件も異なります。従って、各個人の受益者のみなさまの損益の状況を示すものではない点にご留意ください。

基準価額の動き

償還価額は設定時に比べ2.9%の上昇となりました。

基準価額の主な変動要因

上昇要因

債券利子収入を獲得したことなどが基準価額の上昇要因となりました。

下落要因

米ドルが対円で下落したことや信託報酬等の運用上の費用を計上したこと、組入銘柄の一部で買付価格を下回る水準で売却し、損失を確定させたことなどが基準価額の下落要因となりました。

第1期～第5期：2014年11月28日～2019年11月14日

投資環境について

▶ 債券市況

信託期間を通してみると、債券市況は上昇しました。

設定来の投資対象国・地域の米ドル建て債券（投資適格債券およびハイイールド債券）市況を、JPモルガンEMBIグローバル指数およびJPモルガンCEMBIブロード指数で見ると、以下の通りとなりました。

設定来の投資対象国・地域の米ドル建て債券市況は、JPモルガンEMBIグローバル指数およびJPモルガンCEMBIブロード指数でみると各指数ともに上昇しました。また、スプレッド（米国国債に対する上乗せ金利）は各指数ともに縮小しました。

設定時から2016年初にかけて、原油価格の下落や新興国経済の減速に対する懸念等を背景に市場参加者のリスク回避の動きが強まり、当該債券市況が軟調に推移する場面がありました。2016年1月中旬から10月上旬にかけて、原油価格の持ち直しなどを受けて市場参加者のリスク回避姿勢が後退し、当該債券市況は堅調に推移しました。その後、米国大統領選挙で保護主義的な政策を掲げたトランプ氏が勝利し、当該債券市況が下落する場面がありました。2017年は良好な経済環境

等を背景に堅調に推移したものの、2018年は米国の利上げ等を受けた新興国からの資金流出に対する懸念等から軟調となりました。2019年は、米中貿易摩擦に対する懸念やグローバルな景気減速への懸念等から米国金利が低下基調で推移する中、当該債券市況は堅調となりました。

▶ 為替市況

信託期間を通してみると、米ドルは対円で下落しました。

2015年5月中旬から6月上旬にかけて、米国の早期利上げ観測の高まり等を受けて上昇する場面があったものの、その後は、中国の景気減速に対する懸念や英国の欧州連合（EU）離脱問題に対する懸念等を背景に市場参加者のリスク回避姿勢が強まり、米ドルは対円で軟調に推移しました。2016年11月の米国大統領選挙で拡張的な財政政策を掲げるトランプ氏が勝利したことなどを受けて、米国のインフレ期待が高まり、利上げペースが加速するとの見方が強まったことから米ドルが円に対して上昇しました。その後は、米国の貿易政策に対する懸念等を背景に米ドルは円に対して上値の重い展開となりました。

▶ 当該投資信託のポートフォリオについて

信託期間を通じて、米ドル建ての債券（投資適格債券及びハイイールド債券）等を主要投資対象とする運用を行いました。

銘柄選定にあたっては、信用リスクに配慮しつつ発行体のファンダメンタルズ（経済の基礎的条件）に照らして、クレジット・スプレッドが厚く、投資妙味があると見られる債

券を主な主要投資対象としました。

また、信託期間内に償還を迎える銘柄に投資を行い、原則として償還まで保有するバイ・アンド・ホールド戦略を採用した運用を行いました。

なお、償還を迎えた銘柄の償還金について、米国債に再投資を行う場合があります。

▶ 当該投資信託のベンチマークとの差異について

当ファンドの値動きを表す適切な指数が存在しないため、ベンチマーク等はありません。従って、ベンチマークおよび参考指数との対比は表記できません。

▶ 分配金について

信託期間中の収益の分配はありません。

▶ 償還価額

償還価額は10,288円29銭となりました。

信託期間中はお愛顧を賜り、誠にありがとうございました。

2018年11月15日～2019年11月14日

1万口当たりの費用明細

項目	当期		項目の概要
	金額 (円)	比率 (%)	
(a) 信託報酬	148	1.442	(a) 信託報酬 = 期中の平均基準価額 × 信託報酬率 × (期中の日数 ÷ 年間日数)
（投信会社）	(78)	(0.759)	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等の対価
（販売会社）	(67)	(0.650)	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等の対価
（受託会社）	(3)	(0.033)	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価
(b) その他費用	3	0.031	(b) その他費用 = 期中のその他費用 ÷ 期中の平均受益権口数
（保管費用）	(3)	(0.026)	有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用
（監査費用）	(0)	(0.004)	ファンドの決算時等に監査法人から監査を受けるための費用
（その他）	(0)	(0.000)	信託事務の処理等に要するその他諸費用
合計	151	1.473	

期中の平均基準価額は、10,238円です。

(注) 期中の費用（消費税等のかかるものは消費税等を含む）は、解約により受益権口数に変動があるため、簡便法により算出した結果です。

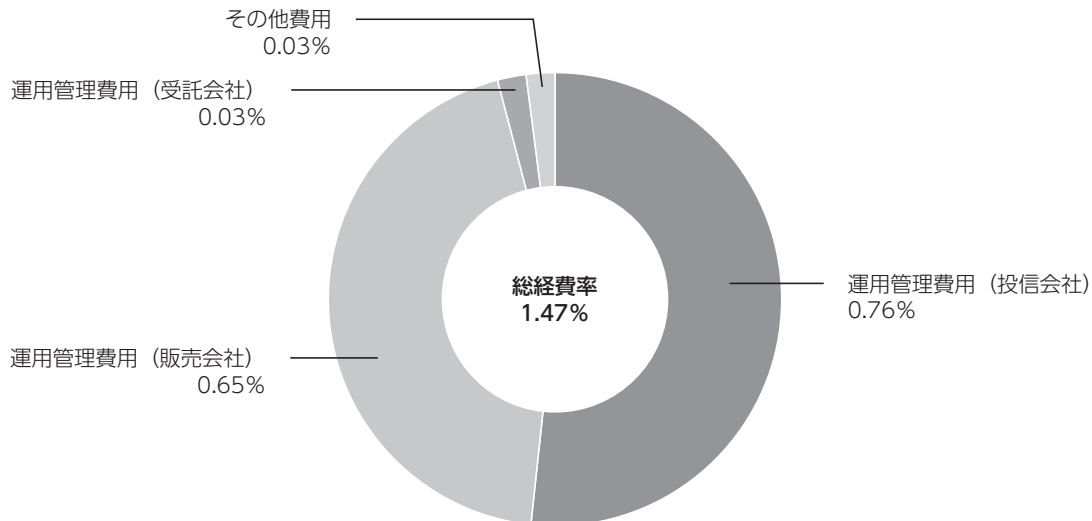
(注) 各金額は項目ごとに円未満は四捨五入してありません。

(注) 各比率は1万口当たりのそれぞれの費用金額（円未満の端数を含む）を期中の平均基準価額で除して100を乗じたもので、項目ごとに小数第3位未満は四捨五入してあります。

（参考情報）

■ 総経費率

当期中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。）を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除した**総経費率（年率）は1.47%**です。



(注) 費用は、1万口当たりの費用明細において用いた簡便法により算出したものです。

(注) 各費用は、原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を含みません。

(注) 各比率は、年率換算した値です。

(注) 前記の前提条件で算出したものです。このため、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

○売買及び取引の状況

(2018年11月15日～2019年11月14日)

公社債

			買付額	売付額
外国	アメリカ	国債証券	千アメリカドル 16,464	千アメリカドル 1,175 (19,355)
		特殊債券	1,130	200 (2,910)
		社債券	5,914	1,499 (16,892)

(注) 金額は受渡代金。(経過利子分は含まれておりません。)

(注) ()内は償還等による増減分で、上段の数字には含まれておりません。

(注) 社債券には新株予約権付社債(転換社債)は含まれておりません。

○利害関係人との取引状況等

(2018年11月15日～2019年11月14日)

利害関係人との取引状況

区分	買付額等 A	うち利害関係人 との取引状況B	$\frac{B}{A}$	売付額等 C	うち利害関係人 との取引状況D	$\frac{D}{C}$
為替直物取引	1	—	—	2,166	137	6.3

利害関係人とは、投資信託及び投資法人に関する法律第11条第1項に規定される利害関係人であり、当ファンドに係る利害関係人とは三菱UFJ銀行、モルガン・スタンレーMUF G証券です。

○組入資産の明細

(2019年11月14日現在)

信託終了日現在、有価証券等の組入れはございません。

○投資信託財産の構成

(2019年11月14日現在)

項目	償還時	
	評価額	比率
コール・ローン等、その他	千円 1,908,523	% 100.0
投資信託財産総額	1,908,523	100.0

○資産、負債、元本及び償還価額の状況（2019年11月14日現在）

項 目	償 還 時
	円
(A) 資産	1,908,523,535
コール・ローン等	1,908,523,535
(B) 負債	13,655,539
未払信託報酬	13,614,152
未払利息	4,020
その他未払費用	37,367
(C) 純資産総額(A-B)	1,894,867,996
元本	1,841,771,785
償還差益金	53,096,211
(D) 受益権総口数	1,841,771,785口
1万口当たり償還価額(C/D)	10,288円29銭

<注記事項>

- ①設定年月日 2014年11月28日
 設定元本額 5,418,725,957円
 期首元本額 2,116,229,289円
 元本残存率 33.9%

また、1口当たり純資産額は、期末1.028829円です。

- ②信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の40以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。

○損益の状況（2018年11月15日～2019年11月14日）

項 目	当 期
	円
(A) 配当等収益	99,553,940
受取利息	93,562,786
その他収益金	6,014,397
支払利息	△ 23,243
(B) 有価証券売買損益	△108,620,754
売買益	105,355,543
売買損	△213,976,297
(C) 信託報酬等	△ 29,046,788
(D) 当期損益金(A+B+C)	△ 38,113,602
(E) 前期繰越損益金	98,567,038
(F) 解約差損益金	△ 7,357,225
償還差益金(D+E+F)	53,096,211

(注) (C) 信託報酬等には信託報酬に対する消費税等相当額を含めて表示しています。

(注) (F) 解約差損益金とあるのは、中途解約の際、元本から解約価額を差し引いた差額をいいます。

○投資信託財産運用総括表

信託期間	投資信託契約締結日	2014年11月28日		投資信託契約終了時の状況	
	投資信託契約終了日	2019年11月14日		資 産 総 額	1,908,523,535円
区 分	投資信託契約締結当初	投資信託契約終了時	差引増減または追加信託	負 債 総 額	13,655,539円
				純 資 産 総 額	1,894,867,996円
受益権口数	5,418,725,957口	1,841,771,785口	△3,576,954,172口	受 益 権 口 数	1,841,771,785口
元 本 額	5,418,725,957円	1,841,771,785円	△3,576,954,172円	1万口当たり償還金	10,288円29銭
毎計算期末の状況					
計 算 期	元 本 額	純資産総額	基準価額	1万口当たり分配金	
				金 額	分 配 率
第1期	4,177,310,031円	4,133,480,582円	9,895円	0円	0%
第2期	3,531,289,457	3,306,139,270	9,362	0	0
第3期	2,622,930,592	2,698,306,715	10,287	0	0
第4期	2,116,229,289	2,214,796,327	10,466	0	0
信託期間中1万口当たり総収益金及び年平均収益率				288円29銭	0.5807%

○償還金のお知らせ

1万口当たり償還金（税込み）	10,288円29銭
----------------	------------

◆償還金は償還日から起算して5営業日までにお支払いを開始しております。

◆課税上の取り扱い

- ・個人受益者の場合、償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得等として課税され、原則として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。
- ・特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

※法人受益者に対する課税は異なります。

※課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

※税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。